

防犯街灯・防災関連

～ 令和6年度 地域リーダー研修① ～

令和6年6月22日
千葉市中央区役所地域づくり支援課
支援第二班

防犯街灯について

防犯街灯

- 夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るため、町内自治会等が設置及び維持管理を行います。

管理番号



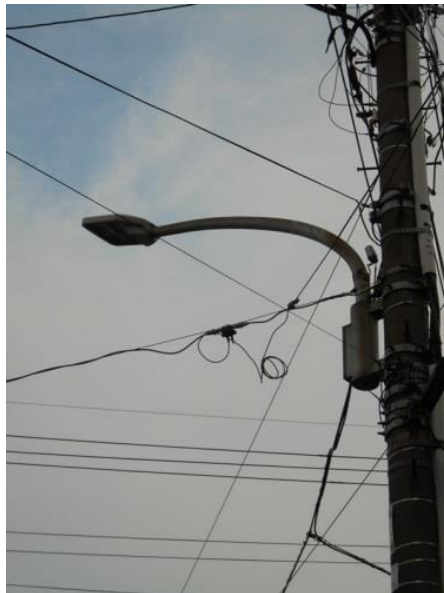
(参考) 商店街街灯

- 夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商業団体が設置及び維持管理を行います。



(参考)道路照明灯

- 夜間、道路利用者が安全、快適に通行できるように、また道路状況・交通状況・障害物の識別など良好な視覚情報を確保するために、道路管理者が設置及び維持管理を行います。



防犯街灯補助金について

夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るため、町内自治会等が行う防犯街灯の設置及び維持管理（電気料、修理、設置）に要する経費について、その一部を補助しています。

（防犯街灯）

- ・夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図ることを目的とし、道路の照明のため、電柱または独立鋼管ポールに取り付けた照明灯原則として、他の防犯街灯等と30メートル以上の距離を有すること。
- ・LED灯、水銀灯及び蛍光灯で、基準や仕様を満たしたもの。
- ・商店街が解散等に伴い町内自治会等に移管される商店街街灯のうち区長が認めたもの。

（賃借LED灯）

- ・防犯街灯のうち、千葉県防犯街灯LED化事業により、水銀灯及び蛍光灯からLED灯に交換されたもの。

対象補助金

（管理費補助金）

対象経費：防犯灯の電気料金

補助率：水銀灯、LED灯90%（蛍光灯及び賃借LED灯の場合にあつては75%）

（設置費補助金）

対象経費：LED灯の新設に要する経費

補助率：共架灯80%（独立鋼管ポール灯を設置する場合は85%） ※補助上限額があります。

（修理費補助金）

対象経費：LED灯への全改修、または一部修理経費

補助率：（全改修）共架灯80%（独立鋼管ポール灯を設置する場合は85%）

（一部改修）80%（独立鋼管ポール等の取替・移設若しくは区長が指定する一部修理は50%） ※補助上限額があります。

電気料金の補助（管理費補助金）

対象とする防犯街灯		補助内容	1灯あたりの補助金額	
種類	電気料金区分		月額	年額
水銀灯	100W	(4月の定額電気料金 ^{※3} × 補助率90%) × 12か月 ※10円未満は切り捨て	820円	9,840円
LED灯	60W		530円	6,360円
	40W		380円	4,560円
	20W		230円	2,760円
	10W		150円	1,800円
基準外灯具 ^{※1}	20W以上 ^{※1}		230円	2,760円
蛍光灯	40W	(4月の定額電気料金 ^{※3} × 補助率75%) × 12か月 ※10円未満は切り捨て	310円	3,720円
賃借LED灯 ^{※2}	20W		190円	2,280円

※1 基準外灯具は、適用にあたり要件がありますので、新たに基準外灯具を補助申請する際は、必ず申請前に各区役所地域づくり支援課までご相談ください。

※2 「賃借LED灯」とは、平成28年度に市の一括リース事業の対象となった防犯街灯を指し、リース期間中の修理等はリース会社が実施します。

※3 「4月の定額電気料金」とは、防犯街灯の種類ごとに定められた金額であり、電力会社から送付される領収証の金額と必ず一致するとは限りません。

各補助金の申請について

種別	申請書	添付書類	申請期間（郵送の場合、必着）		申請時期
管理費	様式第1号の1	(1) 電気料金領収書の写し (R5年4月分) (2) 電気料金集約内訳表の写し (R5年4月分) (3) 防犯街灯所在図 (自治会等設置分のみ)	1期	本日 ～ <u>R6. 6. 28</u>	左記のとおり
			2期	R6. 7. 1 ～ <u>R6. 8. 30</u>	
			3期	R6. 9. 2 ～ <u>R6. 10. 31</u>	
			4期	R6. 11. 1 ～ <u>R6. 12. 27</u>	
設置費	様式第1号の2	(1) 見積書 (2) 設置予定地付近の地図	上期	本日 ～ <u>R5. 6. 28</u>	工事前
			下期	R6. 10. 1 ～ <u>R6. 10. 31</u>	
修理費 (全改修)	様式第1号の3	(1) 見積書 (2) 防犯街灯所在図 (3) 全改修する前の街灯の写真	1期	本日 ～ <u>R6. 6. 28</u>	工事前
			2期	R6. 7. 1 ～ <u>R6. 8. 30</u>	
			3期	R6. 9. 2 ～ <u>R6. 10. 31</u>	
修理費 (一部修理)	様式第1号の4	(1) 見積書 (2) 領収書の写し (3) 防犯街灯所在図	1期	本日 ～ <u>R6. 6. 28</u>	・移設の場合は工事前 ・それ以外は工事後
			2期	R6. 7. 1 ～ <u>R6. 8. 30</u>	
			3期	R6. 9. 2 ～ <u>R6. 10. 31</u>	
			4期	R6. 11. 1 ～ <u>R6. 12. 27</u>	

留意事項

ア 申請期限後の申請書提出に対しては、補助金の交付ができませんので、ご了承ください。

ただし、修理費に関しては、緊急性・必要性が認められた場合に限り予算の範囲内で補助金を交付しますので、必ず修理を行う前に中央区役所地域振興課くらし安心室までご相談ください。

イ 補助金の交付は年度予算の範囲内で行います。申請状況によっては、補助金を交付できないことがあります。

ウ 申請書提出後、補助金の交付に関する決定通知書を送付します。その後は、実績報告書（設置、全改修のみ）、交付請求書の提出が必要となりますので、別途ご案内します。補助金の交付は、請求書を受理してから概ね1～2か月後に行います。

エ 賃借LED灯を導入したにも関わらず、以前の水銀灯100W（または蛍光灯40W）のまま請求されている場合はご連絡ください。

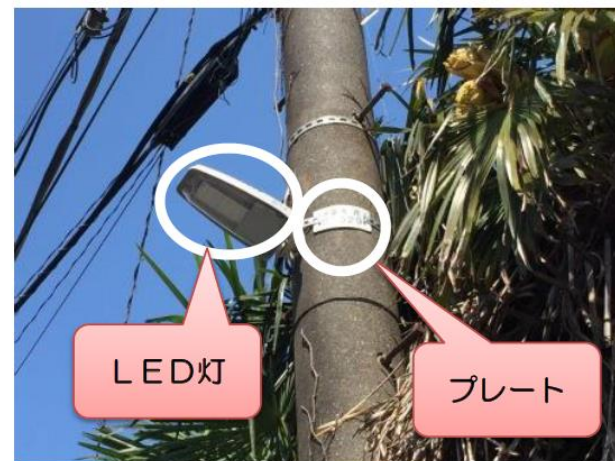
補助金額一覧 (別紙1)

	種 別		基準経費 (円)	補助率 (%)	補助金額(円)
					(上限)
補 設 助 置 金 費	電柱・電話柱共架灯 (ＬＥＤ灯)		64,515	80	51,610
	独立鋼管ポール灯 (ＬＥＤ灯)		96,801	85	82,280
修 理 費 補 助 金	全	電柱・電話柱共架灯 (ＬＥＤ灯)	64,515	80	51,610
	改				
	修	独立鋼管ポール灯 (ＬＥＤ灯)	96,801	85	82,280
	ランプ取替 (水銀灯、商店街から移管された防犯街灯)		6,445	80	5,150
	ＬＥＤランプ取替		55,715	80	44,570
	安定器取替		11,175	80	8,940
	自動スイッチ取替		5,906		4,720
	自動スイッチ上部取替		4,256		3,400
	頭部取替		12,263		9,810
	ポール塗装		5,070		4,050
	アーム取替		9,415	50	4,700
	取付バンド取替		4,146		2,070
	共架灯移設		6,820		3,410
	ポール灯移設		18,423		9,210
	鋼管ポール取替		43,173		21,580
	頭具グローブ取付		6,005		3,000
	支線修理		4,180		2,090
※補助金額については、10円未満切捨					

賃借LED灯の修理について

賃借LED灯の不具合(ちらつき、不点灯)は、灯具を所持しているリース会社が修理をしますので、プレートの管理番号、または街灯の場所を区役所にご連絡ください。

電柱の場合



独立ポール灯の場合



(参考) 取り付けられているプレートの例



賃借LED灯以外の防犯街灯の修理について

町内自治会等の管理物件ですので、町内自治会等から電気工事店に依頼して修理をお願いします。

※「一部修理」の補助金をご利用ください。

(例)

- ・平成27年度時点ですでにLED灯であった防犯街灯
- ・平成27年度以降に町内自治会等が設置・交換したLED灯や、商店街や他者から移管を受けたLED灯などの防犯街灯
- ・町内自治会等が電気代を払っているが、灯具の所有者が別である防犯街灯
- ・賃借LED灯事業にお申込みいただかなかった町内自治会等の防犯街灯

賃借LEDを移設する場合

移設する場合は、書類の提出が必要です。移設の前に区役所にご相談ください。

- 移設は、町内自治会等から電気工事店に依頼して実施していただきます。
- 灯具と一緒に、管理番号を記載したプレートも移設をお願いします。
- 電気工事店を通じて、東京電力に契約箇所の変更手続きが必要です。
- 移設の状況によっては「一部修理」の補助金をご利用いただけます。
- リース会社には、区役所から以下の情報を伝えます。

移設対象の管理番号(プレート番号)、移設前の場所、移設後の場所など

※移設後の契約情報(お客様番号や引込元の電柱番号)をお尋ねする場合がありますのでご協力ください。

商店街街灯から 防犯街灯への移管について

平成27年度以降、商店街から移管された防犯街灯についても、新たに補助対象としています。

商店街から防犯街灯の移管を受ける場合は、必ず事前に各区役所地域づくり支援課にご相談ください。

商店街街灯の修繕など維持管理を管理組合が継続できなくなった場合には、町内自治会が防犯街灯として管理を行い、夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図っていくことも考えられます。

防犯街灯の点検をお願いします

補助金が支出されている全ての防犯街灯については、自己所有・リースの区別なく、異常がないか、日頃から点検するようにお願いします。

万一、異常が見つかりましたら、区役所地域づくり支援課へご連絡ください。

主な点検のポイント

- きちんと点灯していますか。
- 器具に、ぐらつきや腐食はありませんか。
- 独立したポールに防犯街灯が設置されている場合、ポール自体にも異常はありませんか。



自主防災組織について

自分たちの地域は自分たちで守る

自主防災組織を 結成しよう！

自主防災組織って？



自主防災組織とは、地域に住む皆様が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、町内自治会やマンション管理組合等を単位として自主的に結成する防災組織をいいます。

中央区の自主防災組織結成状況(令和6年3月31日現在)

自主防災組織数	加入世帯数	全世帯数	結成率
220組織	61,743世帯	116,410世帯	53.00%

なぜ必要なの？

大規模災害が発生したとき、市や消防・消防団等の防災関係機関は総力を挙げて救援活動を行います。しかし、大規模災害時には救援要請の増加や交通事情の悪化等により、防災関係機関が現場に到達するまでにかなりの時間を要する場合があります。

平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助（公助）により救出されたのはわずか2%で、残りの98%は、自力（自助）または家族や隣人などの地域住民（共助）によって救出されました。

災害発生後、直ちに効果的な防災活動を実施するためには、平常時から地域の協力体制等について検討したり、定期的な訓練をしておくことが必要です。

どんな活動をしているの？

<日常の主な活動例>

- 防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内の安全対策）
- 地域の災害危険個所の把握（防災マップ等の作成）
- 防災資機材等の整備
- 防災訓練の実施
- 高齢者、障害者等の災害時に特に配慮を要する方への支援対策



自主防災組織への助成制度

① 組織を結成したとき

世帯数に応じた防災資機材と防災基旗を供与します。

世 帯 数	防災資機材供与額
49世帯以下	50,000円以内の資機材
50～299世帯	80,000円 //
300～999世帯	100,000円 //
1,000世帯以上	120,000円 //



② 組織が訓練等を行ったとき

参加人数に150円を乗じた金額を申請により、年度1回助成します。

③ 組織が防災活動に必要な資機材を購入（賃借）したとき

助成限度額の範囲内で資機材購入（賃借）に要した費用の2分の1を、購入と賃借それぞれ年度1回ずつまで助成します。助成限度額から支出した後の残額を次年度以降に引継ぎます。（毎年更新されるものではありません。）

＜助成限度額＞ $100,000 \text{ 円} + \text{世帯数} \times 400 \text{ 円}$

資機材購入・賃借 再助成について

下記の条件をいずれも満たす組織については、再助成限度額の範囲内で再度助成を行います。

ア 助成限度額から支出した後の残額が10,000円未満となった年度の翌年度から5年以上を経過していること

イ 再助成申請前の過去3年度において、活動助成の対象となる防火・防災訓練を2年度以上実施していること

＜再助成限度額＞

250世帯以下の組織 100,000円

251世帯以上の組織 世帯数 × 400円

活動助成

- ・ 消耗品費
- ・ 食糧費（飲料及び訓練で試食する非常用食料等）
- ・ 印刷製本費 等

資機材購入・賃借（助成対象防災資機材）

No.	品 目	No.	品 目
1	非常用メガホン	13	リヤカー
2	ハンディ多機能 蛍光灯ランタン	14	小型発電機
3	消火器	15	投光機
4	番線カッター	16	給水袋
5	バール	17	煮炊き釜
6	オノ	18	簡易便器
7	スコップ	19	応急セット
8	ノコギリ	20	非常袋
9	ジャッキ	21	ヘルメット
10	ロープ	22	避難ホームセット
11	担架	23	その他市長が購入又は賃 借を認めた資機材
12	布担架		

資機材収納倉庫設置場所の確保

町内自治会館等の敷地利用や地元住民のご理解による提供等、基本的には組織において確保をお願いしております。

ただし、町内自治会館等が無いなど、どうしても確保が困難な場合、一定の条件はありますが、千葉市管理の公園に設置することが可能です。



《組織の結成・助成に関すること》

◆中央区地域づくり支援課支援第二班 TEL 221-2169

《訓練等の実施に関すること》

防火・防災訓練実施届出書(計画書)の提出など

◆中央消防署消防課 TEL 202-1615

- 防犯ウォーキングボランティア

参加者募集

防犯ウォーキングボランティア

防犯ウォーキングボランティアとは、日頃のウォーキングや犬の散歩の際などに、市から貸与された帽子をかぶり、地域をパトロールしていただく、個人でできる気軽なボランティア活動です。中央区では 約2700人 が参加しています。

犯罪を未然に防ぐには、犯行の機会をうかがう犯罪者に対し、「この地域は防犯意識が高い」と思わせることが大切です。

安全・安心なまちを私たちの手で築き上げる取り組みにぜひ、ご参加ください。

- 対象** 中央区在住・在勤・在学の18歳以上で、原則として週1回以上活動できる方。
- 申込方法** 中央区役所地域振興課くらし安心室の窓口で、登録申込書を記入して提出してください。その場で、帽子を貸与します。
- 注意事項**
- ・活動中は、貸与された帽子を着用してください。
 - ・犯罪を目撃した場合は、犯人を捕まえようとするなど危険な行為は行わず、直ちに警察に通報してください。
 - ・ボランティア保険の対象とはなりません。



☎ 中央区地域づくり支援課支援第二班

☎221-2169 ☎221-2179

(登録No.)

-

申込書(様式)

防犯ウォーキングボランティア登録申込書(中央区)

フリカサ	住所				
氏名					
連絡先 (電話)	(自宅・携帯等)	年 齢	才 性 別	男 ・ 女	
電子メール アドレス	@	(〇〇丁目、〇〇町金エリアなど)			
活動頻度	週 回	活動範囲			

※1 上記登録事項は、防犯ウォーキングボランティア登録の目的以外には使用しません。
2 活動中の事故・事件等に当たり、警察から登録した個人情報提供を求められた場合、提供するに同意します。() 同意しません。【いずれかに○を記入】

() 同意します。() 同意しません。【いずれかに○を記入】

下記のアンケートにご協力ください

(該当項目を○で囲んでください)

- 1 防犯ウォーキングを何で知りましたか。
(1) 市政日より (2) 市ホームページ (3) 知人・友人 (4) その他 ()
- 2 ウォーキングやジョギング等を行う時間帯はいつ頃ですか。
(1) 早朝 (2) 夕方 (3) 夕食後 (4) その他 (時頃)
- 3 防犯について何かご意見があればお書きください。

[]

防犯ウォーキングボランティア登録証

様



防犯ウォーキングボランティア (登録No. -) として登録しました。

(留意事項)

- ・危険な行動を避け事故のないよう活動してください。
- ・登録申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに中央区地域振興課までご連絡ください。
- ・賞与物品は各自適正に管理してください。また、活動を取りやめる場合は賞与物品を返却してください。

問い合わせ先：中央区地域づくり支援課 (電話221-2169)

